

2020年度 全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ 第3戦 個人ロードタイムトライアル自転車競技大会 大会要項

Ver.20201110

- 主催 日本学生自転車競技連盟
協賛 井上ゴム工業株式会社 WIN AND WIN CO. LTD. (WIAWIS) 株式会社イノアックコーポレーション
株式会社日直商会
- 後援 加須市 加須市教育委員会
- 期日 2020年11月15日(日) 競技開始 12:00
(立哨役員集合 9:45, ゼッケン配布 10:15~10:45, 試走開始 10:45 予定~11:30 まで)
- 会場 埼玉県利根川上流域 加須市旧おとね童謡のふる里室前発着
- 大会主旨 本大会は、本年度の日本学生自転車競技連盟(以下「本連盟」という)に登録した選手による個人ロードタイムトライアルの優勝者を決めるとともに、学生自転車競技水準向上と開催地域におけるサイクリススポーツの振興に寄与することを目的とする。
- 競技種目 個人ロードタイムトライアル 全カテゴリー: 13.0 km
- 参加資格
1. 当該年度に有効な(公財)日本自転車競技連盟の登録競技者、またはUCI加盟国内連盟競技者ライセンス保持者で本連盟が参加を認めたもの。全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ対象は、日本学生自転車競技連盟加盟校の登録選手とする。
 - ① クラス1+2 学連登録選手でクラス1およびクラス2の選手、およびオープン参加で、JCF強化選手とパラサイクリング・ライセンス保持者のうち本連盟が認めた者。
 - ② クラス3 学連登録選手でクラス3の選手(クラス3はオープン参加は認めない)
 - ③ 女子 学連登録選手、およびオープン参加で、エリート、U23、ジュニア、パラサイクリング・ライセンス保持者のうち本連盟が認めた者。
 2. 前項のすべての選手のエントリーについて立哨役員・競技役員を供出することを参加の条件とする。立哨役員・競技役員の供出条件については下記を参照すること。チーム毎の参加者(1.2.のすべての参加者の合計)に応じて立哨役員・競技役員を供出することを参加の条件とする。

参加選手数	供出立哨役員数(最低数)	
	(東京・埼玉・千葉・神奈川のチーム)	(左記以外都道府県のチーム)
1~2	0	0
3~5	1	0
6~8	2	1
9以上	選手3名につき1名 (少数点以下切り捨て)	2
- 立哨員2名以上の場合はそのうち少なくとも1名を審判資格またはチームアテンダント有資格者とする。但し、有資格者をどうしても供出できない場合は、もう1名の立哨員を加えて3名以上の立哨員を供出すること。
- クラス1+2とクラス3に出場する選手が交代して立哨員となることは原則として認めない。立哨役員は、コース上の指定された箇所立ち、選手と一般客・歩行者との事故防止その他の安全管理にあたる。自転車競技に関する経験もしくは理解があり、自転車競技のスピード感や走行特性について体得してコースの安全管理が可能となる者とする。立哨役員には、昼食が支給されるが交通費は支給されない。上記条件は学連・その他のチームを問わず、参加全チームに適用される。立哨員供出が必要となるチームは立哨員氏名、性別、学年又は年齢および有資格のライセンス番号をエントリー用紙に必ず記入すること。
- また、立哨役員は体調管理シートを当連盟HPよりダウンロードして、当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って大会開催14日前からの体調・体温の記録を各自記録して、当連盟から当該データの提出を求められた際には速やかに提出できるようにすること。
3. 別途本連盟より発表の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」を順守し、その遂行に協力し、審判・感染対策委員及び総務委員の指示に従うことを参加条件とする。当連盟ガイドラインを順守せず、その遂行に協力を拒む場合、および当日の体調が新型コロナ罹患を疑われる場合には、それが故意であるかないかに関わらず、大会参加・会場への入場を認めない。尚、参加申込にあたっては、本大会参加に伴って万が一発生した如何なる不利益・損害も参加者本人の責任に帰する事を承諾し、当連盟ガイドラインのみならず、所属校・居住地行政などの指針を熟慮のうえ参加可否を判断すること。
- 参加申込
1. 参加を希望する選手は、所定の様式にて本連盟事務局まで申し込むこと。参加料は、学連登記者は1名につき4,000円、それ以外の参加者は1名につき6,000円とする。エントリー専用電子メールアドレス(jicf.rcs.entry@gmail.com)への到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送またはFAXにて事務局宛、期限内に送付する事。申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。
なお、大会当日受付でのライセンスチェックを行わないので、選手全員の一名分ずつのライセンスの写真画像データまたはスキャン画像データをエントリー用紙に添付すること。ライセンスが申請中の場合は、申請中であることを証明する書類のデータを添付すること。また、体調管理シートを当連盟HPよりダウンロードして、選手は当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って大会開催14日前からの体調・体温の記録を各自記録して、当連盟から当該データの提出を求められた際には速やかに提出できるようにすること。
 2. 申込期限および参加料納入期限は、10月27日(火)必着とする。

3. 参加料の送金は銀行口座振込とする。送金名義人について、振込元に大会コード名 1115 と、XX 大学等、必ず学校名を記入すること。
長野県労働金庫（ろうきん）諏訪湖支店 普通口座 9687355 口座名 日本学生自転車競技連盟
4. 一旦入金された参加費は理由の如何に関わらず原則として返金しない。また、上記の参加資格にあるように当日の体調不良や新型コロナ対策の履行を妨げることにより参加不可の判断を下された場合にも参加費は返金しない。
5. 尚、本大会における選手の欠場については、理由を問わず（怪我等の正当事由がない場合でも）ペナルティを課さないこととする。ただし、必ず事前に事務局（jjcf@remus.dti.ne.jp）まで電子メールで欠場の連絡をすること。また、当日の急な発熱等、体調不良により欠場する場合は、学連携帯090-2207-2369へ受付開始までに必ず連絡をし、事務局までその旨メールをすること。なお、欠場の場合は参加料は返却しない。
6. 尚、供出する立哨役員・競技役員については、必ず申込をした際の人数を供出すること。立哨役員が不足するとレースそのものが開催できなくなるため、選手が欠場して必要な供出役員人数が減少した場合でも最初の申込において供出する人数の変更はしない。また、立哨役員が当日の急な発熱等、体調不良により参加不可能な場合には、代わりの者を供出すること（代わりの供出役員の体調・体温についても大会開催14日前からの記録を同様に提出可能にすることを条件とする）。代わりの供出役員を出せない場合には、該当する大学・チームに対して、1名の不足につき10000円のペナルティを科す。
7. 申込み手続きを以て本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。

会場入場

1. 本大会は無観客大会とする。
2. アテンダントスタッフについては会場への入場者数を抑えてなるべく三密状態を避けるため、選手以外の方がスタッフとなる場合には、選手1名につきスタッフ1名を上限として会場への入場を許可する。尚、監督とコーチはスタッフの合計人数に含まれる。但し、個人エントリーの場合はスタッフを最大2名までとする。また、アテンダントスタッフの選手以外の方の全員の氏名をエントリー用紙内に記入すること。氏名の記入がない場合には、会場への入場を許可しない。
さらに、アテンダントスタッフは出場選手と同様に当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って大会開催14日前からの体調・体温の記録を各自記録しておくこと。当連盟から当該データの提出を求められた際には速やかに提出できるようにすること。エントリー用紙に記入した来場予定のアテンダントスタッフの氏名を変更する場合は、大会開催2日前の11月13日（金）22時までに当連盟事務局あてに変更後のエントリー用紙をメールで送ること。これ以降のスタッフの変更・追加は認めない。なお、変更後のスタッフの体調・体温についても大会開催14日前からの記録を同様に提出可能にすることを条件とする。
3. メディア関係者は、来場する場合、当連盟HPより取材申請書と体調管理シートを入手し、大会開催2日前の11月13日（金）22時までに取材申請書をメールで事務局宛て提出ください。また、選手の参加資格3.にありますがように当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って、必要な情報に関する書類の提出などにご協力いただくことを原則とします。なお、体調管理シートに大会開催14日前からの体調・体温についての記録を記入して大会当日に大会本部に提出して頂く必要があります。但し、状況により来場をお断りする場合もありますのでご理解ください。

選手受付

1. ライセンスコントロールは事前にデータ上でを行い、大会受付の現場では行わない。別途コミニケ発表の受付場所にてゼッケンとプレートを受け取ること。
2. 本大会は出走前のバイクチェックは行わない。レース終了後に上位者およびランダムサンプリングによりバイクチェックを行うことがある。器材に関する規則違反が明らかになった場合、レース終了後であっても、失格となる場合がある。

賞典

1. 表彰式・閉会式は時程に従い、大会本部前で各カテゴリー上位3名のみを対象に行う。
2. RCSランキングポイントの付与は行わない。
3. クラス3の出走者（オープン選手の数を含めない）の上位10%以内（小数点以下切上げ・完走しなかった者を除く）の選手（学連登記選手であること）はクラス2に昇格し、クラス2の1位の選手（学連登記選手であること）はクラス1に昇格する。

事故処置

1. 競技中発生した事故等につき、主催者は応急処置の準備をするが、以降は各自の責任と費用負担において対応のこと。
2. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。

肖像権

本大会の大会期間中の肖像権は主催者に帰属するものとする。主催者からオンボードカメラ等の映像のデータ提供要請があった場合、応じること。

競技規則

JCF 競技規則、大会特別規則による。

事務局

日本学生自転車競技連盟 E-mail: jjcf@remus.dti.ne.jp URL: <https://jjcf.info/>
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 ジャパンスポーツオリンピックスクエア 408
Tel 090-2207-2369（兼大会当日緊急連絡先） Fax 03-6804-2329

特別規則

- 第1条（スタート・走行）各選手のスタート間隔は、原則として30秒間とする。競技中は、原則として左側通行とする。
- 第2条（追走車両）各選手に対する追走車両は走行しない。
- 第3条（器材交換）各校にて用意した代車・代輪は、指定されたピットにおいてのみ交換を認める。

第4条（食料補給） 飲食料の補給は、認めない。

第5条（その他）

1. ユース・ジュニアのギア比の制限は翌年3月31日時点の年齢を以て適用する。レースの前後に適宜ギア比の検査を行うことがある。
2. レース中の競技者との無線通信その他の遠隔通信は禁止とする。
3. ウォームアップは指定の場所で行い、周辺のサイクリングロードを使用しないこと。また移動でサイクリングロードを使用する際は、他の利用者に十分注意して低速で走行すること。
4. 一般公道を走行可能な装備で参加のこと。ベル・反射テープの装着も必須とする。

第6条（クラス3で使用できない器材について）

クラス3の選手については、ディスクホイールの使用およびタイムトライアル専用バイクの使用を禁止する。また、エクステンションバーの取り付けについては、ノーマルなドロップハンドルバーの上部に付加するタイプのエクステンションバーのみ可とする。ステムごと交換するタイプのものは禁止する。もし、これらの条項に違反していることがスタート時に発覚した場合は、スタートは拒否される。またスタートした後及びゴール後に違反していることが発覚した場合はバイクチェックを実施したのち失格とする。

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICF ウェブサイトを随時チェックすること。

誓 約 書

日本学生自転車競技連盟

会長 村岡 功 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守することと誓います。

- 1 UCI（国際自転車競技連合）・JCF（日本自転車競技連盟）規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。（UCI規則1.1.004, JCF規則第5条2.（4））
- 2 大会（競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む）における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。（JCF規則第5条2.（9）準用）
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。（UCI規則1.1.078）
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。（UCI規則1.1.079）
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。
彼は他の者の模範とならなければならない。（UCI規則1.1.080）
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。
すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。（UCI規則1.2.079）
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。
競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。（UCI規則1.2.081）
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。
競技者は開催国における法律を順守しなければならない。（UCI規則1.2.082）

以上